

令和8年度
あま市
児童クラブのしおり



児童クラブは、保護者の方が就労等の理由により放課後から夕方まで、家庭において保育ができない小学校1年生から6年生までの児童をお預かりする場です。

集団生活となりますので、家庭とは少し雰囲気が違いますが、支援員が見守りながら、基本的な生活指導をしつつ、学習時間を探けるほか、屋内外での遊び、読書などを行い、児童の健全な育成を図ることを目的としています。

目 次

1	閉所日・利用可能時間	1 ページ
2	登録申請について	1 ページ
3	利用中止について	2 ページ
〈児童クラブが閉所する場合〉		
4	児童クラブ負担金について	2 ページ
5	宿題・学習について	3 ページ
6	おやつについて	3 ページ
7	病気や怪我などについて	4 ページ
8	持ち物について	4 ページ
9	送迎について	4 ページ
10	欠席などの連絡について	4 ページ
11	個人情報について	5 ページ
12	児童クラブを利用できない場合	5 ページ
13	ご意見・ご要望・苦情について	5 ページ
14	その他	5 ページ
名称及び所在地		6 ページ

1 閉所日・利用可能時間

- 閉所日は、日曜日、祝日、年末年始（12月29日から1月3日まで）です。
土曜日等、利用人数により合同保育になる児童クラブがあります。
- 利用可能時間は、下校後から午後7時までです。ただし、学校休業日（土曜日、学校代休日および、春休み、夏休み、冬休みの長期休業期間中）は、午前7時30分から午後7時までです。
※午前7時30分から午前8時まで及び午後6時30分から午後7時までのご利用は延長料金のかかかる時間となります。

2 登録申請について

●登録対象児童

次の①と②の条件を2つとも満たしていること。

- ①あま市に住所があり、市内の小学校に就学している児童
- ②保護者が就労等の理由により保育ができない児童
 - ・就労している。
 - ・長期の入院または介護をしている。
 - ・出産による入院
(産前産後休業中は入所要件に該当しません。産休に入る場合や退院した場合は辞退届を提出してください。)
 - ・疾病等による療養中

など

※ただし、以上の条件を満たしていても登録申請時に負担金に滞納がある場合は原則入所できません。また、登録後納付が確認できない状態が継続した場合、児童クラブの登録を取り消します。

●登録に必要な書類

- ①クラブ登録申請書
- ②父・母の保育ができないことを証明する書類
 - ・就労…就労証明書
 - ・長期の入院又は介護及び疾病等
 - …診断書又は身体障害者等手帳の写し
- ③同一地番を含む同居祖父母の保育ができないことを証明する書類
※祖父母については証明書類がない場合でも登録申請はできますが、登録の優先順位が下がります。

●提出先

担当児童館（P 6の名称及び所在地で確認してください。）

●受付期間

当初申請・長期休業期間中については、広報・あま市公式ウェブサイト等でご案内させていただきます。それ以外の随時受付については、原則利用開始月の2カ月前から前月の15日までの受付になります。

育児休業明けの利用については、ご相談ください。

●選考

登録希望人数が定員より多い場合は、保護者の就労形態や家族の協力体制などの家庭の状況により選考します。その結果、優先順位が低い方については登録をお断りする場合もあります。

児童クラブ利用の可否は、通知にてお知らせします。

児童クラブの登録決定により、小学校へ児童クラブを利用することを連絡しますが、保護者からも児童クラブを利用する旨を小学校へお知らせください。

※登録申請時の内容が変更になった場合は、証明書の提出や緊急連絡先の報告、クラブ登録申請書変更届が必要になります。

3 利用中止について

登録期間の途中で利用を中止したい場合は、「クラブ登録辞退届」の提出が必要です。提出がされない限り、負担金をお支払いいただきます。

「クラブ登録辞退届」の受理後「クラブ登録取消通知書」を発行します。

「クラブ登録取消通知書」に記載された取消日に係る月までは、負担金が発生します。(登録取消日に関して、申請日より遡って取り消すことはできません。)

「クラブ登録辞退届」提出場所は、P 6 の担当児童館です。

〈児童クラブが閉所する場合〉

登所前に暴風（雪）警報等が発表された場合は、児童クラブは閉所し、解除後は2時間を経て開所します。(ただし、午前11時以降に解除された場合は閉所)

例…午前10時に解除された場合、正午に開所します。

学校にいる間に、警報はまだ発表されていないが学校側が危険と判断し下校となつた場合は、児童クラブは閉所しません。学校から自宅へ下校となります。

児童が登所後に、暴風（雪）警報等が発表された場合も閉所となります。速やかにお迎えに来てください。

4 児童クラブ負担金について

●通年利用

通常	月々	5,000円	延長	7:30～8:00 利用	1日100円
	8月のみ	8,000円		18:30～19:00 利用	

●長期休業期間中のみの利用

春休み のみ利用	3月	2,500円	夏休み のみ利用	10,000円	冬休み のみ利用	5,000円
	4月	2,500円				

- ① 同一世帯で2人以上同時利用の場合は、2人目以降の負担金を1/2の額とします。
- ② 児童クラブ負担金の減免を受けたい方は「負担金減免申請書」の申請ができます。減免対象者は以下のとおりとなりますので、ご確認のうえ、減免を受けたい月の前月までに提出をお願いします。申請後、内容を審査し、「負担金減免可否決定通知書」により減免の可否を通知します。※延長負担金の減免措置（同時利用も含む。）はありません。

【減免対象者】

1. 生活保護法による保護を受けている世帯
2. ひとり親家庭で、当該年度分(4月及び5月にあっては前年度分)の市民税非課税世帯
3. 在宅障がい者世帯で、当該年度分(4月及び5月にあっては前年度分)の市民税非課税世帯
4. 風水害、地震等の災害で罹災した世帯

③ 納付方法…口座振替または窓口納付となります。

口座振替を利用する方は、「口座振替依頼書」を提出してください。提出日の翌々月分から利用月の末日（末日が金融機関の休業日となる場合は、翌営業日、12月は25日）に振り替えます。それまでは、窓口納付の取り扱いになりますのでご了承ください。

窓口納付の方は、利用月の中旬に納付書を発行しますので、納付期限までに市役所の会計窓口、指定金融機関及びコンビニエンスストア等にて納付してください。

月々の納付は、安全で便利な口座振替をご利用ください。

④ 負担金の納付が期限までに確認できない場合は督促状を送付させていただきます。（納付の確認が市役所でできるまで納付日より1週間程かかります。）

納付が確認できない状態が継続した場合、児童クラブは原則退所していただきます。

⑤ 延長利用の時間帯に児童クラブを利用した場合は、延長利用の申請がなくても延長負担金の対象となります。

例…交通事情によりお迎えが遅れた場合等

※延長利用の有無は、入退室管理システム『安心でんしょばと』で打刻した時刻での管理となります。児童がクラブ室へ入退室する際に、専用の機械にICカードをタッチすると入退室時刻が登録されます。それと同時に、保護者へ入退室時刻が専用アプリ・メールで配信されます。（詳細については別途ご案内します。）

※利用月の翌月納付となります。

※児童クラブの負担金に関するお問い合わせは、子ども福祉課（052-444-3173）へご連絡ください。

5 宿題・学習について

児童クラブでは、学校休業日や下校後に学習時間を設けています。基本的には学習時間中は、机に向かいそれぞれの課題に取り組みますが、あくまで時間を設けるだけであり、児童クラブ支援員は学習支援を行いません。学習の進み具合や答えあわせは各家庭で確認をお願いします。

6 おやつについて

おやつは、前日までに保護者が児童クラブへ持参するようにしてください。窒息リスクの高いもの、食べ終わるまでに時間がかかるものや、溶けるもの、バラバラと細かく散らばりやすいものは、児童クラブへ持って来てはいけません。（例：こんにゃくゼリー、マシュマロ、飴、グミ、チョコレート、ラーメン風スナック菓子）

7 病気や怪我などについて

児童クラブ利用中に児童の発病・怪我、その他事故などが発生した場合は、保護者に連絡させていただきます。必要に応じてお迎えをお願いすることがあります。

また、児童クラブでは、利用中の怪我などに備えて保険に加入しています。医療機関にかかる場合は、所定の手続きにより、保険金が支払われますのでご連絡をお願いします。

8 持ち物について ※持ち物には必ず名前を書いてください。

① 学校休業日・土曜日など終日児童クラブを利用する場合の持ち物

ア) 1時間程度の勉強ができる用具を持たせてください。

イ) お弁当とお茶を持参してください。

※お弁当は、調理やお湯が必要なものは避けてください。

※夏場、室内は冷房をかけますが、お弁当を冷蔵庫には入れませんので、傷まないよう工夫したものを持たせてください。

(長期休業期間は有料の弁当配達サービスを利用することもできます。利用方法については別途ご案内いたします。)

② 児童クラブへ持って来てはいけない物

お金、おもちゃ、漫画、シール、ゲーム等学校で禁止されている個人の持ち物、スマホやタブレットを含む電子機器等児童クラブで使用を禁止している物

9 送迎について

学校から下校する場合、学校で児童クラブの通学団を編成し、支援員の引率で登所しますが、降所は保護者のお迎えが必要です。下校後の通学路が家庭からの場合と変わるので、お子様と一緒に確認していただく事をお勧めします。

夏休み等学校休業日における児童クラブの送迎は、保護者の方でお願いします。送迎時には、児童クラブ支援員に必ず声をかけてください。

基本的には児童票の家族構成に記載のある 18 歳以上のご家族（保護者）の方に児童を引き渡しさせていただきます。

代理の方（18 歳以上に限る。）がお迎えの場合は、事前に必ず児童クラブへ連絡してください。お子様の安全確保のため、公的身分証によりお名前を確認させていただき、連絡いただいた方の場合のみ引き渡します。

10 欠席などの連絡について

利用月の前月 20 日までに、1か月分の利用予定を入退室管理システム『安心でんしょばと』にて提出をお願いいたします。

当日の欠席やお迎えの時間の変更があれば、平日は午後 1 時まで、土曜日は午前 7 時 30 分までに『安心でんしょばと』での連絡をお願いいたします。それ以降のご連絡は必ず児童クラブへ電話連絡をお願いいたします。

欠席連絡は、児童クラブと小学校の両方に連絡をお願いします。

※児童クラブの利用を 1 か月休止する場合は、休止する月の前月までにクラブ登録申

請書変更届をP 6 の担当児童館へ提出してください。提出が無い場合は、児童クラブの利用が無くても負担金が発生します。また、連續して 2 か月以上の休止は原則できません。2 か月以上利用を休止する場合は、クラブ登録辞退届を提出して下さい。

11 個人情報について

児童クラブでは、個人情報（住所・氏名・電話番号・家族構成などの個票や緊急連絡表など）は、鍵がついているロッカーにて管理し、外への持ち出し、口外など、流出防止に努めております。保護者から提供していただいた個人情報は、お子様をお預かりするにあたり、健康状態や家庭環境について把握し、災害時の緊急連絡やお子様の病気時の連絡のために使用します。

また、児童クラブで生活するために下記のものを部屋に掲示するため、第三者が目にする場合もありますので、予めご了承ください。

掲示物

- ・誕生表・ロッカー・下駄箱の名前・利用予定表を一覧にしたもの

第三者

- ・学校関係者や外部機関などがクラブを見学に来ます。
- ・日頃の生活を写真に撮り、おたよりや広報等に掲載する場合があります。

以上、ご了承いただけない場合は、お申し出ください。

12 児童クラブを利用できない場合

- ① 学校が出席停止になった場合（学校休業日も同様）
- ② 感染症については、他の児童への感染を防ぐため、完全に治癒するまで利用を中止していただきます。

※感染症にて学校、学年、学級が閉鎖した場合、その学校、学年、学級の児童は、解除になるまで児童クラブを利用することはできません。（感染症にかかっていなくても利用できません。）

13 ご意見・ご要望・苦情について

児童クラブでは、クラブ入口に『ご意見・ご要望等の申し出窓口設置について』のお知らせを掲示いたします。いただいたご意見・ご要望・苦情については、株式会社明日葉が責任を持って対応いたします。

14 その他

児童クラブの秩序を乱すような行為を行った場合は、児童クラブの利用をお断りすることもあります。

保護者の仕事がお休みの日は、できる限りお子さんと一緒に過ごしてください。ご家庭で気になることがありましたら、いつでもご相談ください。

名称及び所在地

児童クラブ名 (学区)	ク ラ ブ 住 所	定員	担当児童館 (電話番号)
七宝児童クラブ (七宝小学校)	あま市七宝町桂角田 1777 (七宝小学校内)	35	七宝児童館 (052-442-2550)
宝児童クラブ (宝小学校)	あま市七宝町遠島大切戸 1296 (宝小学校内)	40	
伊福児童クラブ (伊福小学校)	あま市七宝町伊福河原 28 (伊福小学校内)	60	
秋竹児童クラブ (秋竹小学校)	あま市七宝町秋竹中道 358 (秋竹小学校内)	35	
美和児童クラブ (美和小学校)	あま市木田丁子の口 6-1 (美和情報ふれあいセンター内)	70	美和児童館 (052-443-5454)
美和北部児童クラブ (正則小学校)	あま市ニツ寺三本松 46 (正則小学校内)	75	
美和南部児童クラブ (篠田小学校)	あま市篠田三丁目 51 (篠田防災コミュニティセンター1階)	85	
美和東部児童クラブ (美和東小学校)	あま市木田五反田 124-1 (美和児童館 2階)	65	
甚目寺小児童クラブ (甚目寺小学校)	あま市甚目寺寺西 40 (甚目寺小学校内)	125	甚目寺西児童館 (052-442-0083)
甚目寺西児童クラブ (甚目寺西小学校)	あま市新居屋東高田 58 (甚目寺西児童館内)	100	
甚目寺南児童クラブ (甚目寺南小学校)	あま市本郷柿ノ木 92 (甚目寺南児童館内)	80	甚目寺南児童館 (052-443-1753)
甚目寺南小児童クラブ (甚目寺南小学校)	あま市中萱津西ノ川 40 (甚目寺南小学校内)	50	
甚目寺中央児童クラブ (甚目寺東小学校)	あま市西今宿馬洗 46 (総合福祉会館 3階)	115	甚目寺中央児童館 (甚目寺総合福祉会館内) (052-442-8036)

・甚目寺北児童クラブは令和8年3月末をもって閉所し、令和8年4月1日から甚目寺中央児童クラブに統合し定員を拡充いたします。

・あま市児童クラブは、令和8年4月1日から運営業務の一部について民間事業者『株式会社明日葉』に委託して実施します。